

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート

パキスタン：保護の主体

第 1.0 版

2020 年 6 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

評価

1.	はじめに.....	4
1.1	本ノートの適用範囲.....	4
2.	争点の考察.....	4
2.1	信憑性.....	4
2.2	適用除外.....	4
2.3	保護.....	5

国別情報.....8

3.	治安組織.....	8
3.1	警察及び民兵組織.....	8
3.2	軍隊.....	9
3.3	諜報機関.....	9
4.	治安部隊の能力.....	10
4.1	監視.....	10
4.2	有効性.....	11
4.3	汚職.....	18
4.4	救済の場.....	19
5.	逮捕及び拘留.....	21
5.1	法的権利.....	21
6.	治安部隊による人権侵害.....	22
6.1	恣意的な逮捕及び拘留.....	22
6.2	強制失踪.....	23
6.3	超法規的殺害.....	25
6.4	拷問及び虐待.....	26
7.	法の支配及び司法制度.....	28
7.1	組織.....	28
7.2	刑事裁判所.....	28
7.3	反テロ裁判所.....	29
7.4	軍事裁判所.....	29
7.5	死刑.....	30
7.6	公正な裁判.....	30
7.7	独立性.....	31
7.8	有効性.....	32
7.9	少年司法.....	33
7.10	代替的紛争解決.....	34

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

7.11 一事不再理.....	34
7.12 法的支援.....	35
付属書 A	37
在イスラマバード英国高等弁務官事務所からの書簡（2019 年 4 月 12 日） ...	37

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

評価

1. はじめに

更新日：2020年6月25日

1.1 本ノートの適用範囲

- 1.1.1 全般的に、非国家主体及び／又は悪質な国家主体から迫害及び／又は重大な危害を受けるリスクに曝されている人が、十分な保護を得ることができるか否か。

[目次に戻る](#)

2. 争点の考察

2.1 信憑性

- 2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、「[信憑性及び難民地位の評価](#)」に関する手順を参照のこと。

- 2.1.2 意思決定者は、過去における英国の査証又は別の在留許可形態の申請歴の有無も確認しなければならない。庇護申請と査証の照合を、庇護面接の前に調査すべきである（「[査証照合、英国査証申請者からの庇護請求に関する庇護手順](#)」を参照のこと）。

- 2.1.3 意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性も検討すべきである（「[言語分析に関する庇護手順](#)」を参照のこと）。

[目次に戻る](#)

2.2 適用除外

- 2.2.1 意思決定者は、1つ（又は複数）の適用除外条項が適用可能か否か検討しなければならない。当人が難民条約（Refugee Convention）から除外される場合、人道的保護の付与からも除外されることになる。個々の事例を個別の事実及び本案に基づいて考察しなければならない。

- 2.2.2 適用除外条項及び制限付き在留許可に関する付加的指針については、「[難民条約の第1条F項と第33条\(2\)項の下での除外、人道的保護及び制限付き在留許可](#)」に関する庇護手順を参照のこと。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.3 保護

- 2.3.1 当人が国家から迫害又は重大な危害を受けるという十分に根拠のある不安を抱いている場合でも、当局による保護を受けることができる可能性は低い。
- 2.3.2 当人が「悪質な」国家主体を含む非国家主体から迫害を受けるという十分に根拠のある不安を抱えている場合、意思決定者は国家が十分な保護を提供し得るか否かを評価しなければならない。
- 2.3.3 2018 年の段階で、警察官は推定 530,000 人、軍隊員は推定 1,204,000 人であった。警察は州政府の管轄下に置かれ — ただし連邦政府管轄下のイスラマバード (Islamabad) 警察を除く — 国内の治安と法執行に主たる責任を担う。民兵組織は内務省 (Ministry of Interior) の権限下に置かれ、バローチスタン (Balochistan) 州とカイバル・パクトウンクワ (Khyber Pakhtunkhwa) 州で活動する辺境警備隊 (Frontier Corps) 及びシンド (Sindh) 州とパンジャブ (Punjab) 州で活動するレンジャー部隊 (Rangers) を含む。いずれの部隊も、国内の法と秩序を守る任務と並び、国境警備任務を担当する。準自治地域であるアザド・カシミール (Azad Kashmir) とギルギット・バルチスタン (Gilgit- Baltistan) も独自の警察部隊を有する (「警察及び民兵組織」 参照)。
- 2.3.4 警察の有効性は州毎に様々で、各部隊が直面する難題も様々である。過激派組織に対する軍と警察の作戦は、テロ事件の低減に成果を上げてきた。2020 年 1 月から 4 月にかけて、パンジャブ州警察は 132,695 件の訴状 (challan) を記録し、43,351 件が捜査中、33,292 件が有罪となった。犯罪現場・犯罪科学捜査部門が一部の州で設立され、犯罪現場処理を行っている。しかし、一部の区域では人口が多いことから、適切な訓練又は装備を欠く地元警察が犯罪現場に対処している。全体的に、警察の行為能力は限られ、その背景には資源不足、低水準の訓練、そして不十分で時代遅れの装備があり、これらが捜査の不備に繋がると考えられる。警察の能力は、上官、政治主体、治安部隊及び司法機関からの干渉と影響力に影響される。警察は汚職や少額賄賂の影響も受けやすい。真正又は虚偽の申し立ての登録、或いは起訴の回避を目的とする収賄が日常茶飯事である。報告によると、警察に対する一般市民の認知度は低い (「治安部隊の能力」 — 「有効性」 及び 「汚職」 参照)。
- 2.3.5 恣意的な逮捕や拘留が発生し、これらは報告によると釈放と引き換えに賄賂をせしめる目的で、又は嫌がらせや威嚇の手段として用いられている。パキスタンの国家

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

人権委員会（NHRC : National Human Rights Commission）の報告によると、強制失踪が国内全域で「蔓延」しており、失踪者はバローチスタン州での政治活動家や分離主義同調者と疑われた人々、シンド州でのジャーナリストやブロガー、そして北西部部族地域でのテロリスト関連犯罪容疑者である（「恣意的な逮捕及び拘留」及び「強制失踪」参照）。

- 2.3.6 超法規的殺害は警察「遭遇戦」と表されることが多く、報告によると頻発しており、中にはテロリスト容疑者が対テロ作戦中に殺害されるという例もある。パキスタン人権委員会（HRCP : Human Rights Commission of Pakistan）によると、2014年1月から2018年5月にかけて2,117件の警察遭遇戦で3,345名が殺害された（「超法規的殺害」参照）。
- 2.3.7 警察、軍隊、治安部隊及び諜報機関による拷問が蔓延しているという申し立てが複数寄せられている。報告によると拷問は、犯罪科学的証拠がない状況で有罪判決を確保するために警察が自白を引き出す手段として用いられることが多い（「拷問及び虐待」参照）。
- 2.3.8 警察の不正行為や汚職を通報するための仕組みが多数あるが、国家人権委員会の独立性について国連機関が懸念を表明している（「救済の場」参照）。
- 2.3.9 機能する刑事司法制度が存在し、法的支援を無償で利用できる一方、司法機関の有効性は限定的で、これはひどい遅延、大量の残務（報告によると2019年12月時点で180万件の事件が係争中）及び限られた資源が原因である。残務の低減と事件の迅速な処理を目的に、モデル裁判所（Model Court）や代替的紛争解決の導入と併せて様々な試みが為されてきた。しかし、司法機関内での汚職、特に下級レベルでの汚職が蔓延している（「法の支配及び司法制度」 — 「有効性」及び「独立性」参照）。
- 2.3.10 2010年11月11日に聴聞が行われた AWの報告事例（保護の充足性）（パキスタン（2011年）UKUT31(IAC)（2011年1月26日） では、パキスタンでは「国家による保護の体系的充足性」が存在すると認めた（頭注2及び段落34）。
- 2.3.11 AW の聴聞以降にパキスタンで入手できた証拠が示唆するところ、一部には失敗もあるものの、概して、パキスタンは十分な保護を提供する意思と能力をいずれも有すると見られる。或る人物が保護をあまり求めたがらないことは、必ずしも十分な保護を受けられないことを意味するわけではない一方、AW 訴訟で示された見解に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

よると、或る事件における個別の状況を考慮しなければならない。また注意すべき点として、保護は差別や暴力のリスクの排除に繋がるわけではない。従って、意思決定者は個々の事例について、将来十分な保護を受けられないと予想されることを示唆し得る家族の迫害、過去の迫害及び過去における有効な保護の欠如を含め、個別の事実に基づいて検討しなければならない。国家による保護を求め、それを得ることができないと予想される理由を実証する責任は当人にある。

2.3.12 少数民族及び宗教的少数派、LGBTI 者及び女性を含む少数派集団のための有効な保護に関する情報については、関連する「国別政策及び情報ノート パキスタン」を参照のこと。

2.3.13 国家による保護の可用性の評価に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報

第3節 更新日：2020年6月25日

3. 治安組織

3.1 警察及び民兵組織

3.1.1 米国国務省（USSD）は2019年版人権報告書の中で以下のように指摘した。

「警察は国内のほとんどの地域で治安に主たる責任を担う。地方警察は州政府の管轄下に置かれる。民兵組織 — バローチスターン州とカイバル・パクトウンクワ州（旧連邦直轄部族地域（FATA：Federally Administered Tribal Areas）を含む）で活動する辺境警備隊、及びシンド州とパンジャブ州で活動するレンジャー部隊を含む — は内務省の権限下で治安業務を提供する。辺境警備隊の主な任務はパキスタン／アフガニスタン国境の治安維持であり、辺境警備隊は平時には内務省に属し、紛争発生時はパキスタン軍に属する。」

3.1.2 オーストラリア政府の外務貿易省（DFAT：Department of Foreign Affairs and Trade）は、広範な情報源に基づく2019年2月20日付のパキスタン報告書の中で以下のように指摘した。

「連邦及び州の警察部隊は法執行に主たる責任を担い、これを IB や FIA（「諜報機関」参照）及び国家テロ対策庁（NACTA：National Counter Terrorism Authority）を含む他の法執行機関が支援する。州及び自治地域の当局は法と秩序の維持に直接責任を負い、連邦政府はイスラマバードの警察と旧 FATA の治安部隊を管轄する。」

3.1.3 テロ対策部門（CTD：Counter Terrorism Department）が州警察部門内に設置されており、宗派集団やイスラム過激派組織との闘いに従事している。

3.1.4 2019年10月、国際人権連盟（FIDH：International Federation for Human Rights）は、刑事司法制度と死刑に焦点を当てた HRCP との合同ミッションの成果について報告した。報告書での指摘によると、「各州の警察部門は警視総監（Commissioner of Police）によって運営され、警視総監は警察長官（IGP：Inspector-General of Police）に就任する形で任命され、州の警察の責任者の役割を果たす。各州の IGP のほか、イスラマバード首都圏（Islamabad Capital Territory）の IGP も内務省に属する。」

3.1.5 同報告書での指摘によると、「準自治地域であるアザド・カシミールとギルギット・

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

バルチスタンはそれぞれ独自の警察部門、即ちアザド・カシミール警察とギルギット・バルチスタン警察を有する。」

- 3.1.6 パキスタンで活動する民兵組織に関して、DFAT の報告書では以下のように指摘した。

「これらの組織には、主にパンジャブ州とシンド州で活動するパキスタン・レンジャー部隊が含まれる。レンジャー部隊は概念上は内務省の権限下に置かれるが、陸軍将官に率いられ、実際には軍の統制下に置かれている。レンジャー部隊はインド国境に沿った国境治安任務のほか、国内の法と秩序を守る任務にも従事する。辺境警備隊は、西部のバローチスターン州、カイバル・パクトゥンクワ州及び旧 FATA を含む国境地域でレンジャー部隊と同様の役割を果たす。」

- 3.1.7 2018 年の段階で警察官は推定 530,000 人であった。米国国務省管轄下の海外安全対策協議会（OASC : Overseas Security Advisory Council）は国外で活動する特定の産業又は政府機関を代表する 31 の民間部門及び 3 つの公共部門からの参加組織から成り、OASC が 2020 年に指摘したところによると、パンジャブ州警察がパキスタン最大の警察部隊で、現役隊員は 180,000 人を超える。パキスタン統計局（PBS : Pakistan Bureau of Statistics）は、警察検問所数を含む管区／地区毎の警察署数に関する 2018 年までのデータを提供した。

[目次に戻る](#)

3.2 軍隊

- 3.2.1 「世界軍事力インデックス（Global Fire Power Index）2020 年版」によると、パキスタンの軍事力は世界で 138 か国中 15 位であった。同文献の推定によると、軍隊員は合計 1,204,000 人で、現役隊員が 654,000 人、予備役が 550,000 人であった。

[目次に戻る](#)

3.3 諜報機関

- 3.3.1 DFAT の報告書では以下のように指摘した。

「統合参謀本部委員会（JCSC : Joint Chiefs of Staff Committee）は統合参謀本部議長（Chairman Joint Chiefs）、陸軍参謀長（Chief of Army Staff）、空軍参謀長（Chief of Air Staff）、海軍参謀長（Chief of Naval Staff）、海兵隊総司令官（Commandant Marines）

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

及び戦略計画局司令官（Commander of the Special Plans Division）から成り、パキスタン軍を先導する。JCSC は軍統合広報局（ISPR : InterServices Public Relations）と軍統合諜報局（ISI : Inter-Services Intelligence）の局長も監督する。ISI は首相に直属し、首相は軍、通常は陸軍の諜報機関から局長を任命する。しかし、実際には ISPR と ISI は陸軍参謀長（COAS）に属する。多数の ISI 職員が陸軍、海軍及び空軍からの出向者であるが、ISI は民間人も採用する。首相は文民及び警察の諜報機関である諜報局（IB : Intelligence Bureau）と連邦捜査局（FIA : Federal Investigation Agency）を監督する。ISI、IB 及び FIA は軍独自の諜報機関である陸軍諜報部（Military Intelligence）、海軍諜報部（Naval Intelligence）及び空軍諜報部（Air Intelligence）からは明確に区別される。」

[目次に戻る](#)

第 4 節 更新日：2020 年 6 月 25 日

4. 治安部隊の能力

4.1 監視

4.1.1 DFAT の報告書での指摘によると、「集中型又は全国的な法執行データベース又は犯罪記録がなく、これは事情聴取の正確性を信頼できない状況或いは犯罪者を追跡又は所在特定できない状況に繋がっている。州警察部隊は独立的に活動し、全国規模の調整又は訓練に関する標準がない。州警察は州境をまたぐ捜査で先を争って行動することが多く、有効性を妨げてしまっている。」

4.1.2 カナダ移民難民委員会（IRB : Immigration and Refugee Board of Canada）の調査局（Research Directorate）が参照した出典、「テナント登録に関する回答書（2018 年 1 月 23 日付）」によると、警察はテナント登録制度を通じ、異なる州に所在する人々の居場所を突き止めることが可能であった。詳しくは IRB の回答書全文を参照のこと。

4.1.3 英国を拠点にプライバシー権を唱道するプライバシー・インターナショナル(Privacy International) という慈善運動団体が 2015 年 7 月に公表した報告書によると、「パキスタンの諜報機関は通信監視権限を悪用しており、例として野党政治家や最高裁判所（Supreme Court）裁判官に対するスパイ活動が挙げられる。広域にわたるインターネットのモニタリングや検閲も、ジャーナリスト、弁護士及び活動家を標的にする目的で使用されている。」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.1.4 2019 年版 USSD HR 報告書には以下のように記されていた。

「国内の複数の諜報機関が政治家、政治活動家、テロリスト容疑者、NGO、外国事業体職員、及びメディア専門家を監視していた。これらの機関の例として軍統合諜報局、警察特殊部隊（Police Special Branch）、諜報局及び軍諜報局が挙げられる。信憑性のある複数の報告によると、当局は日常的に盗聴を行い、携帯電話通話を監視し、電子通信を傍受し、裁判所の承認なく郵便を開封していた。」

4.1.5 犯罪記録チェックに関する情報については、「国別政策及び情報ノート パキスタン：書類」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

4.2 有効性

4.2.1 DFAT の報告書で指摘されている通り、「国内及び国際的な観測筋は軍隊をパキスタンで最も能力のある組織と捉えている。軍隊はかなりの力を持ち、対外安全保障政策を支配している。軍人は高給で、軍での経歴は高く評価され、それは給付金だけでなく、高い社会的地位や軍人が得られる人脈も背景にある（中略）。」

4.2.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW : Human Rights Watch）がパキスタンでの警察による虐待や警察改革に関して 2016 年 9 月に公表した報告書によると、不十分な人材と財源、劣悪なインフラ、刑事司法制度における問題、そして国内外の有力者からの干渉や影響力といった制約が依然として警察の阻害要因であり、加えてこうした状況の改善に向けた真摯な改革も行われていない。

4.2.3 パキスタンにおける法の支配に関するパキスタンの人々 4,000 人余りの経験や認知に関するデータを集めた WJP による 2017 年の報告書では以下のように指摘した。

「犯罪捜査員の不適格さが、パキスタンにおける犯罪捜査機関が直面する最も重大な問題として挙げられた。警察の振る舞いに関して、回答者の 32%が、警察は常に又は大抵、法律に従って行動していると考え、また 30%が、警察は常に又は大抵、法律違反を理由に処罰されていると考えている。こうした見解は 2013 年以降変動してきた一方、警察の汚職や容疑者の権利の尊重に関する認知は近年改善してきた。」（「汚職」参照）

4.2.4 安全保障問題研究センター（CRSS : Center for Research and Security Studies）が 2019

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

年 2 月に公表した報告書の中で、国家テロ対策庁（NACTA）に出向していたテロ対策専門家兼警察官のファラン・ザヒド（Farhan Zahid）博士が、州警察のテロ対策部門（CTD）が行ったテロ対策作戦の一部を要約した。ザヒド博士の指摘によると、「2018 年は引き続き極めて重要な年であったが、諸州で機能する CTD はどうにかテロリスト集団の活動を抑え込み、度合いの差こそあれ暴力のレベルにまで規模を縮小させてきた。2018 年、パキスタンでは CTD や他の治安部隊との遭遇戦で 105 名のテロリストが殺害され、CTD によって開始された作戦で 431 名のテロリスト容疑者が逮捕された。少なくとも 10 件のテロリストによる主要な策略が排除された。」

- 4.2.5 自身の著述の締め括りとしてザヒド博士が述べたところによると、「数十年もの長きにわたるテロリズム問題を抑止すべく、歴代の政府は政策、法制及び戦術的対策を導入してきた。軍と法執行機関による作戦、議会による多数の法制、及び内閣が採択した政策が実際に成果を上げてきた。テロ事件がパキスタンで過去 3 年間に急減してきたことは明白であり、これは称賛すべき成果である（中略）。」

- 4.2.6 一方、ザヒド博士は以下の点も付け加えた。

「過激思想の増大という争点への対処がまだ為されていない。もう 1 つの懸案は、テロ対策に取り組む民間組織と軍事組織のさらなる協力と、活動禁止組織に対する協調的な取り組みに向けた文民機関間の調整の必要性である。州の CTD はテロリズムに対するパキスタンの戦いの先導役と見られるが、依然、そうした戦いに先立つ動的及び戦術的な作業を多々抱えている。様々な状況、訓練及び政治的意思の改善に伴って、それらが実現するであろうと期待される。」

- 4.2.7 テロリズムへの対抗を狙いとする軍事作戦に関する情報については、「国別政策及び情報ノート パキスタン：治安及び人道状況（過激派組織への恐怖を含む）」を参照のこと。欧州庇護支援事務所（EASO：European Asylum Support Office）の「出身国情報報告書 パキスタン：治安状況」も参照のこと。

- 4.2.8 DFAT の報告書には、警察に関して以下のように記されていた。

「パキスタンにおける州警察部隊の有効性及び警察部隊が直面する難題は様々である。しかし、全体的に、パキスタンにおける警察の行為能力は限られ、その背景には資源不足、低水準の訓練、不十分で時代遅れの装備、そして上官、政治主体、治安部隊及び司法機関からの競合する圧力がある。宗派間暴力や国内のテロリズムにより、資源はコミュニティの「警察活動」から、増大する事件対応や治安／警備上

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の役割に回される（中略）。」

4.2.9 DFAT の報告書では以下の点も指摘している。

「警察は給与が低く、劣悪な労働条件、個人の安全上の高いリスク、そして資源の減少に直面している。個々の警察官は給与を賄賂で補うことが多い。一部の州では、警察の主張によると警察署が 24 時間体制で稼働し、大抵は 1 箇所につき職員が 8 名～16 名しかいない。警察官や政府職員が攻撃の標的にされることが多く、過激派組織は大抵、警察を狙うと明言する。これは身体的、精神的に、また資源や当局の焦点にも重大な破壊的影響を及ぼす。カイバル・パクトゥンクワ州では、州警察部隊が最近、500 台余りの車両を防弾仕様にし、2017 年には 21 名の警察官を失った後、職員宿舎を嵩上げした。カイバル・パクトゥンクワ州警察は 2006 年から 2016 年にかけて、約 1,500 名の警察官を失った。

4.2.10 FIDH の報告書では以下のように指摘した。

「パキスタンでの刑事訴訟はほぼ完全に証人の証言と被告の自白に基づく。この種の証拠は大抵、捜査員によって強制的手段を通じて集められる。対照的に、パキスタンでは犯罪科学的証拠の分析と使用は依然として希である。近年、犯罪科学研究所の一部の開発を通じたものを含め、犯罪科学的証拠を収集、保存及び分析する警察の能力の開発に向けた様々な努力が為されてきたが、そうした手順の使用は依然として散発的で、殺人事件においてさえ、望ましい種類の証拠として証言に取って代わる段階に至っていない。」

4.2.11 ラホール (Lahore) にある管理・技術大学 (University of Management and Technology) 理学部講師のラナ・ムハンマド・マティーン (Rana Muhammad Mateen) と、ラホールにあるパンジャブ州立大学 (University of the Punjab) 付属生物化学・生物工学研究所 (Institute of Biochemistry & Biotechnology) のアスマ・タリク (Asma Tariq) による、犯罪現場捜査における現状とパキスタンの警察が実践している戦略に関して 2019 年 7 月に公表された論文では、以下のように指摘した。

「パキスタンでの犯罪現場処理が標準以下である理由の 1 つは、先進諸国で既に活用されている多数の犯罪解決技術の欠如である。しかし、テロ攻撃の性質や規模、司法機関における行動主義、広範囲に及ぶメディアの関与、そして一般市民の意識の高まりが警察部隊に対し、伝統的な捜査方法の先を見据えよという圧力を掛けてきた。」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.2.12 同論文では続けて、パキスタンで活動する犯罪現場担当部門及び犯罪科学捜査部門について以下のように指摘した。

「ラホールのパンジャブ州犯罪科学庁（PFSA : Punjab Forensic Science Agency）には十分に確立された犯罪現場担当部門（CSU : Crime Scene Unit）があり、専門的訓練を積んだ犯罪科学者を擁する中継所がパンジャブ州のラホール、バハーワルプル（Bahawalpur）、デラ・ガージ・カーン（Dera Ghazi Khan）、グジュランワーラ（Gujranwala）、ムルタン（Multan）、サヒワル（Sahiwal）、サルゴダ（Sargodha）、ラワルピンディ（Rawalpindi）及びファイサラバード（Faisalabad）の各地区に設置されている。不幸な犯罪が発生すると必ず、CSU が犯罪現場に出向き、そして犯罪現場を処理した後、証拠材料を回収し、ラホールの PFSA 庁舎内にある関連試験所に移送する（中略）。国家犯罪科学庁（NFSA : National Forensic Science Agency）は独自の CSU を有し、イスラマバード市内のほぼ全域及びラワルピンディ地区など近隣区域やアトック（Attock）地区の一部を対象としている。バローチスターン州では、犯罪現場捜査はほとんどが、十分な訓練を積んでおらず、うんざりするような業務に必要な装備も足りない地元警察官によって行われる。最近（2018 年）、国連薬物犯罪事務所（UNODC : United Nations Office on Drug and Crime）がパキスタンのバローチスターン州に 2 つの最新の移動型 CSU を提供し、これは同州における犯罪現場捜査プロセスの能力構築が目的であった（中略）。同じシナリオが、同じく犯罪現場捜査プロセスを地元警察官が処理するカイバル・パクトゥンクワ州でも進められている。ペシャワール（Peshawar）の犯罪科学研究所（FSL : Forensic Science Laboratory）には、犯罪現場の適切な処理を担当する、十分に確立された犯罪現場捜査部門があるが、カイバル・パクトゥンクワ州全体をカバーするわけではない（中略）。パキスタンのシンド州には犯罪現場捜査部門がまだなく、犯罪現場処理はほとんどが地元警察官によって行われるが、これに関して地元政府が顕著な取り組みを進めているところである。」

4.2.13 しかし、同論文では、犯罪現場捜査部門はいくつかの地域で設置されたものの、「（中略）パキスタンは人口規模が大きいため、犯罪現場処理はほとんどが、犯罪科学上のニーズに応じて現場を処理するための適切な装備を持たず訓練も積んでいない地元警察官が対処している。」と付け加えた。

4.2.14 OASC は「2020 年版犯罪・安全報告書：ラホール」の中で以下のように指摘した。

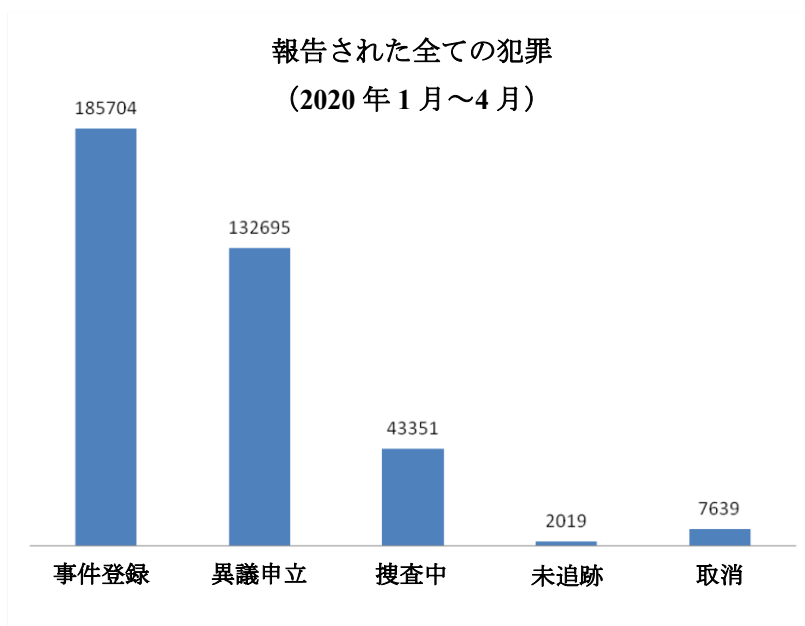
「（中略）警察の資金、資源及び訓練は（パキスタンの警察業務の他の部分と同様に）

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

依然として少ない。警察の資源と業務は依然として西側諸国の標準を大きく下回ることが、政府はコンピューター化や近代化による状況改善に取り組んでいる。2019年の段階で、パンジャブ州「安全都市（Safe City）」プロジェクトの下、約 10,000 台の監視カメラがラホールを監視している。このシステムは、警察官が市内の様々な区域を監視し、犯罪活動又はテロリスト活動を探索する、24 時間体制の指令所が特徴である。これらのカメラは交通も監視し、違反者は自動車のナンバープレートを基に郵送される違反通知を受け取る。」

4.2.15 犯罪に関して、OSAC の報告書によると、「2019 年、ラホール全体での犯罪活動報告が約 2%増加した。2019 年にあらゆる種類の犯罪が約 84,000 件（強姦や殺人など重大犯罪、交通違反、ホワイトカラー犯罪、及び米国では軽犯罪に当たるとされる犯罪を含む）が警察に通報又は検挙され、因みに 2018 年は約 82,400 件であった。」

4.2.16 パンジャブ州警察は以下の通り、2020 年 1 月から 4 月までに報告された全ての犯罪に関する犯罪統計を発表した。



4.2.17 OSAC は同期間中の有罪判決件数を 33,292 件と記録した。犯罪の種類別の内訳も提示された。

4.2.18 OSAC がイスラマバードについて指摘したところによると、「イスラマバードには大規模な警察部門があるが、資源の制約が警察業務の効率性に影響を及ぼす。」OSAC は次のように付け加えた：「入手可能な統計によると、イスラマバード首都圏での犯

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

罪報告件数は過去 2 年間、割と横ばいで推移してきた。これには住居侵入窃盗、強盗、窃盗及び暴行など、住居犯罪が含まれる。」イスラマバード警察が提供した統計によると、2019 年に凶悪犯罪は 2018 年と比べ 16.47%減少した。

4.2.19 エクスプレス・トリビューン (Express Tribune) 紙の 2019 年 12 月 18 日の記事によると、「イスラマバード・シティ・ゾーン (City Zone) 警察は 2019 年に区域内での犯罪抑止に成功し、これは効果的な警察活動措置や犯罪分子に対する取り締まりのおかげである(中略)。」記者会見に臨んだシティ・ゾーン担当 SP (警視 (Superintendent of Police))、ムハンマド・アーミル・カーン・ニアジ (Muhammad Aamir Khan Niazi) によると、「合計 2,169 件の事件がこの区域で報告され、1,493 件の訴状が関連裁判所に提出された。これらの事件で告発された容疑者 3,885 名のうち 3,002 名 (77%) が逮捕された。」

4.2.20 同様に、カラチ (Karachi) についても OSAC の報告書での指摘によると、「レンジャー部隊とシンド州警察の努力が、過去数年間にわたりカラチでの治安状況の改善に繋がった。しかし、カラチ及びシンド州とバローチスタン州の全域で犯罪のリスクがかなり残っている。(シンド州警察刊「シンド州犯罪統計」参照)。」一方、OSAC は以下のように付け加えた。

「警察機関は訓練と資源が不十分で、低給が悩みの種である。政治的な力が捜査、逮捕及び訴追の指揮に影響を及ぼすおそれがある。

レンジャー部隊による、2015 年に制度化された国家行動計画 (NAP : National Action Plan) の下で強化された取締活動が 2018 年も続き、過激派組織の能力をさらに減退させた。レンジャー部隊は 2015 年より前からカラチに駐留していたが、NAP におけるレンジャー部隊と警察の権限増強は、2014 年にペシャワールで陸軍学校が攻撃を受け 130 名余りの児童が殺害された後にテロ対策に焦点が当てられたことを反映するものである。」

4.2.21 カイバル・パクトゥンクワ州のペシャワールに関して、OSAC の報告書では以下のように指摘した。

「パキスタン北西部の治安機関は文民部隊と軍隊から成る。治安部隊は総じてプロであるが、装備、通信技術及び訓練が不十分である。概して、刑事事件に対する警察の対応は一貫性を欠く。警察と政府部隊はテロ攻撃の共通の標的である。地方に脅威が存在する環境にあるため、当局は対テロ活動、部隊の保護及びインフラ安全

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

保障を優先する必要がある。」

4.2.22 同報告書では以下のように指摘した。

「KP（カイバル・パクトゥンクワ）州における犯罪統計は過少報告及び／又は不正確である。とは言え、パキスタン連邦政府と KP 州政府は引き続き、KP 州における法の支配と治安の改善に献身している。この献身が、近年における KP 州全域での警察署や司法当局の設立として具現化した。こうした進展により、治安機関が州全域にわたる法と秩序を計画する能力が向上した。連邦と州の当局は、地方、特に旧連邦直轄部族地域（FATA）での部族法や宗教法の執行に反対しているが、主要な人口密集地以外での慣習の改革にはほとんど成功していない。過去 3 年間で、KP 州での暴力犯罪の報告は減少傾向となってきた。これは — 額面通りに受け取れば — KP 州での治安改善イニシアティブがプラスの成果を上げてきたことを示唆するものである。」

4.2.23 FIDH の報告書には以下のように記されていた。

「証人の証言は警察によって操作されることが多く、警察は犯罪が起こったとされる経緯について予め決められた説明に当てはまる証言を選別する。その上、証人とされる人々は大抵、特に冒涇罪の場合、個人的理由から出てくる（中略）。司法制度における証人の証言への依拠は、特に冒涇罪の場合に問題となる。このような場合、申し立てられた犯罪の性質を背景に物的証拠がほぼ決して入手できない状況で、捜査は完全に証人が頼りとなり、証人の証言は捜査員によるファクトチェックが滅多に為されない、或いは一貫性を欠く、矛盾している、又は潜在的に個人的理由が同機であるが故に棄却される。」

4.2.24 2020 年 2 月、パンジャブ州警察の捜査部門を監督する或る現役上級警察官がザ・ニュース・インターナショナル（The News International）に、匿名を条件に、捜査の不備や司法の失敗を避けるための熟練の犯罪現場捜査及び尋問の専門家の必要性について語った。彼がザ・ニュースに語ったところによると、「伝統的な捜査慣行は、犯罪容疑者の近親者の拘留という形での脅迫に頼ることであり、またたとえそれが奏功しなくても、非人道的暴力は捜査員が自白を引き出す目的で用いる手段である（中略）。」カイバル・パクトゥンクワ州の元警察長官もザ・ニュースに語り、それによると、賄賂が「頻繁に捜査に影響を及ぼす」、また第一報報告書（FIR : First Information Report）は不適正に、本来の初期報告ではなく、「警察はもとより司法機関からも完全な事件簿として」捉えられていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.2.25 FIR について詳しくは、「国別政策及び情報ノート パキスタン：書類」を参照のこと。

4.2.26 国連障害者権利委員会 (UNCRPD : Committee on the Rights of Persons with Disabilities)
に提出された、2020 年 3 月 31 日付でパキスタン政府が作成した国家報告書では警察改革が政府の主要な優先事項であると指摘し、さらに以下のように付け加えた。

「警察は警察部隊の文化から警察業務の文化へと転換する過程にある。警察職員向けの集中的な訓練とオリエンテーション・セッションが、あらゆるレベルで、定期的に行われている。刑務所規則や拘留所マニュアルのほか、2002 年の警察令 (Police Order) でも、逮捕者、被拘留者及び囚人の取り扱いにおける人権標準に基づく手順書の使用を重視している。各州がそれぞれ独自のニーズや特異性に沿って、警察令を適応させてきた。」

4.2.27 ジェンダーに基づく暴力の影響を受ける女性、性的／ジェンダー少数派、宗教的少数派及び少数民族に関連する事件での警察の有効性に関する情報については、関連する「国別政策及び情報ノート パキスタン」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

4.3 汚職

4.3.1 パキスタンにおける法の支配について、4,000 名を超えるパキスタン人の経験や認知をまとめた 2017 年の WJP 報告書では以下のように指摘した。

「パキスタン人は、かなりの数の当局が汚職慣行に関与していると考えている。警察は回答者から最も腐敗した当局として捉えられた、回答者の 73%が、ほとんど又は全ての警察が汚職慣行に関与していると回答している (中略)。パキスタンで最も腐敗した当局と捉えられているものの、警察の汚職に対する認知は過去 4 年間で着実に減少してきた。2013 年には回答者の 88%が、ほとんど又は全ての警察が汚職慣行に関与していると考えていたが、この割合は 2017 年に回答者の 73%にまで減った。

パキスタンでは少額賄賂が蔓延している。パキスタン人の過半数が、警察から援助を受けるために賄賂を支払ったことがあり (60%)、4 分の 1 が政府許可を処理してもらうために賄賂を支払ったことがある (25%)。全体的に、政府許可を処理しても

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

らうために警察官に支払われる賄賂は減少傾向にある（中略）。近隣諸国での賄賂被害率と比べると、パキスタンの警察賄賂発生率は平均より高い（中略）。」

- 4.3.2 DFAT の指摘によると、「パキスタン人は軍隊に勤務する人々を、他の職業ほど腐敗していないと捉えている。」同報告書では次のように付け加えた：「高水準の警察汚職という一般的な認知が幅広く存在する。全体的に、警察に対する一般市民の認知は低い。」2019 年版 USSD HR 報告書での指摘によると、警察汚職はありふれており、真正又は虚偽の申し立ての登録、或いは起訴の回避を目的とする収賄が日常茶飯事である。イスラマバードに関する OSAC の 2020 年版報告書での指摘によると、「警察汚職はパキスタン全土にわたる争点であるが、イスラマバードではさほど重大な問題ではない。」

- 4.3.3 FIDH の報告書では以下のように指摘した。

「パキスタンでは刑事司法制度内を含む汚職の蔓延が原因で、警察官や他の当局者に賄賂を支払う余裕のある人々は拷問を免れることができる。これは結果的に、賄賂を支払う余裕のない（又は法的支援を確保することができない）人々が、賄賂を支払う余裕のある被告と比べ、自分が告発された犯罪について自白し、有罪判決を受ける可能性が高くなるという事態をもたらす。制度において証拠としての自白に過剰に頼る結果、特有の偏りが生じ、それにより貧しい人々は起訴され有罪判決を受ける可能性、また死刑に処せられる犯罪の場合は死刑を言い渡される可能性が著しく高くなる。」

- 4.3.4 汚職について詳しくは、「国別政策及び情報ノート パキスタン：書類」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

4.4 救済の場

- 4.4.1 カナダ移民難民委員会（IRB）の調査局が、パキスタンにおける以下を含む警察への苦情申し立ての仕組みを詳しく説明した：国家腐敗防止局（NAB：National Anti-corruption Bureau）、公共安全委員会（Public Safety Commission）、警察部門の苦情申し立ての仕組み、司法制度、オンブズマン制度、及び市民警察連絡委員会（CPLC：Citizen Police Liaison Committee）。
- 4.4.2 国家人権委員会（NCHR）は、公務員による人権侵害に関する苦情を、人権苦情受付

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

窓口（Human Rights Complaints Cell）を通じて受け付けることができる。しかし、国家報告書に関する 2017 年の最終見解の中で、国連経済的・社会的・文化的権利委員会（UNCESCR：UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights）は、国家人権委員会（NCHR）は独立性を欠き、付託事項を実行する能力がない、という懸念を表明した。

- 4.4.3 2017 年に国連人権委員会（UNHRC：UN Human Rights Committee）は最終見解の中で以下のように指摘した。

「2015 年に国家人権委員会が設立されたことを歓迎する一方、当委員会は、報告によると同人権委員会議長が当委員会と面会するためジュネーブに渡航するに当たり必要な許可を得ていないこと、及び同人権委員会が完全に独立的ではないという兆候があることを憂慮する。また当委員会は、同人権委員会がその構成的地位に従い、国連の人権機構と全面的に協力することを妨げられ、諜報機関の慣行を調査することができず、そして軍隊員による人権侵害の報告に関する全面的な調査を行う権限を与えられていないことも憂慮する。」

- 4.4.4 2017 年 12 月、パキスタン政府は普遍的定期レビュー（UPR：Universal Periodic Review）に関する作業部会の報告と勧告に対する見解及び回答の中で以下のように指摘した。

「（中略）人権省（Ministry of Human Rights）及び同省の州事務所、条約施行担当部門及び連邦レベルと州レベルでの独立的で十分に資金を拠出される人権機関、例えば国家人権委員会や国家女性地位委員会（National Commission on the Status of Women）、及び最高裁判所内の人権担当部門の設立。草の根的な地区レベルの人権委員会が人権モニタリング機構の役割を果たし、無償の法的支援や財政支援を提供した。」

- 4.4.5 2018 年 8 月に国連拷問禁止委員会（UNCAT：UN Committee against Torture）に提出した資料の中で、ジャスティス・プロジェクト・パキスタン（JPP：Justice Project Pakistan）と世界拷問防止機構（OMCT：World Organisation Against Torture）が述べたところによると、「警察を相手取って申し立てられた拷問の苦情への対応として講じられる措置は、主に行政調査から成る。そうした調査の結果として下される処罰の範囲は、解雇や業務からの除外から、昇給停止及び降格に及ぶ。パンジャブ州警察が公表した公式統計を見ると、2014 年から 2017 年にかけて拷問の嫌疑への対応として 56 名の警察官が行政調査を受けた。」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.4.6 2019 年版 USSD HR 報告書では、民事救済に関して以下のように指摘した。

「個人は様々な人権侵害について救済を求める請願を裁判所に届け出ることができ、裁判所は大抵、相応の措置を講じる。個人は政府当局者を相手取って、人権否認を根拠とするものを含め、民事裁判所に救済を求めることができる。観測筋の報告によると、民事裁判所はそうした事件で滅多に判決を出さず、事件のほとんどが法廷外で決着されていた。行政的救済の手続は定められていないが、非公式な補償が一般的であった。個人及び組織は不利な判決を国際的な人権団体に訴えることができないが、いくつかの NGO が人権に関する「影の報告書」を国連及び他の国際的主体に提出した。」

[目次に戻る](#)

第 5 節 更新日：2020 年 6 月 25 日

5. 逮捕及び拘留

5.1 法的権利

5.1.1 第一報報告書（FIR）が、如何なる逮捕の場合でも法的根拠である。FIR について詳しくは、「[国別政策及び情報ノート パキスタン：書類](#)」を参照のこと。

5.1.2 2019 年版 USSD HR 報告書には以下のように記されていた。

「機能する保釈制度が存在する。しかし、複数の人権団体の指摘によると、裁判官が時々、賄賂を受け取るまで保釈を認めないことがある。複数の NGO の報告によると、当局は時々、冒涇罪の場合に、有罪となると死刑に処せられることになる被告が逃亡するおそれがある、又は公衆の自警主義からのリスクに曝されるとの理由で保釈を認めないことがある。当局者は大抵、低位の冒涇罪で起訴された被告を、保釈不可のテロ犯罪で同時に起訴した。同じく複数の NGO の報告によると、冒涇罪で告発された被告の代理を務める弁護士は、依頼人が自警団の暴力から保護されるよう引き続き拘留されたままであるかどうか尋ねられることが多い。保釈は反テロ裁判所では認められない（中略）。憲法では人身保護令状の権利を認識し、高等裁判所が被告の出廷を要求することを認めている。法律では市民が人身保護令状の請願を裁判所に提出することを認めている。強制失踪が関係する多数の事件において、当局は裁判官の命令に従って被拘留者を出頭させることができなかった（「[強制失踪](#)」も参照のこと）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 5.1.3 法律では、被拘留者は逮捕後 30 日以内に審理されなければならないと定めているが、これは一定の状況下で延長可能で、例えばパキスタン保護法（Protection of Pakistan Act）（2014 年）では、被拘留者を起訴することなく最長 90 日間拘留する権限を規定している。国連障害者権利委員会（UNCRPD）に提出された、2020 年 3 月 31 日付でパキスタン政府が作成した国家報告書によると、「（中略）逮捕又は拘留によって自由を奪われた者は誰でも、裁判所が当人の拘留の合法性について遅滞なく判断し、拘留が合法的でなければ当人の釈放を命ずることができるようにするため、法廷で訴訟手続きを受ける資格を与えられることが保証される。」

[目次に戻る](#)

第 6 節 更新日：2020 年 6 月 25 日

6. 治安部隊による人権侵害

6.1 恣意的な逮捕及び拘留

6.1.1 2019 年版 USSD HR 報告書では以下のように指摘した。

「複数の報告書が認めたところによると、警察は人々を恣意的に拘留して釈放の代わりに賄賂を要求したり、容疑者が自首を余儀なくされるよう指名手配者の近親者を拘留したりしていた。カラチでは公式身分証明書を持たない少数民族や難民が警察当局による恣意的な逮捕や嫌がらせを報告した。彼らの報告によると、警察は、連邦捜査局、国境検問所、犯罪捜査部門、対諜報・治安機関の職員を含め、賄賂をせしめる目的で逮捕を行っていた。」

6.1.2 同報告書によると、「場合によっては、警察が人々を隔離拘留したという例もあった。複数の NGO の報告によると、（2019 年）8 月 10 日、カラチ警察は、警察汚職や組織犯罪を取材していた或る地方新聞編集者を逮捕し、外部との通信を禁じて 3 日間拘留した。拘留中、家族は彼の消息を知らなかった。」

6.1.3 パキスタン政府は UNCRPD に提出した 2020 年 3 月 31 日付の国家報告書で以下のように述べた。

「恣意的拘留に反対する市民の基本的権利及び自由と治安を与えられる権利を認識しつつ、最高裁判所は他に必要な措置と併せて独自の権限を有する。独自の業務と手続を有する司法委員会も独立的に機能する。司法委員会は合同捜査班（Joint

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Investigation Team) の結成を指示し、個々の事件で聴聞を開く。司法委員会は被害者の家族と密接に協力しつつ機能する。こうした措置は、パキスタン憲法に照らして講じられる他の措置と共に、人々を恣意的な逮捕や拘留から保護するものである。」

[目次に戻る](#)

6.2 強制失踪

6.2.1 2017 年に国連人権委員会（UNHRC）は最終見解の中で懸念と併せて以下のように指摘した。

「(中略) 警察、軍隊及び治安部隊によるものとされる強制失踪及び超法規的殺害の多発、国内法における強制失踪の明示的な刑事罰化の欠如、陸軍による令状又は司法機関の監督なしでの拘留及び軍の拘留施設での無期限拘留を規定する 2011 年の社会的権力賛同行動規制（Actions (in Aid of Civil Power) Regulation）、及び同規制の下で多数に上るとされる秘密裏に拘留された人々。また、失踪者の家族が強制失踪の訴訟を提起することを阻止すべく脅迫されたり威嚇されたりしているという報告、迅速かつ効果的な捜査が行われず実行犯が訴追され有罪判決を受ける割合が非常に低いこと、そして被害者及び家族のために用意される救済や補償が不十分であることも憂慮される。強制失踪調査委員会（Commission of Inquiry on Enforced Disappearances）の設立を歓迎する一方、当委員会は依然、同調査委員会に与えられる権限と資源が不十分であること、同調査委員会の命令を関連当局が遵守しないこと、及び同調査委員会に持ち込まれたものの未解決のままで、実行犯に対する刑事訴訟手続が開始されない事件が多数あることを憂慮する。」

6.2.2 2017 年、UNCESCR は以下について深い懸念を表明した：「(中略) 人権擁護者、特に経済的、社会的及び文化的な権利のために闘う人々の、申し立てによると一部の事例において軍諜報機関員を含む国の代理人による犯行とされる誘拐、殺害及び威嚇の報告が繰り返し寄せられること。」

6.2.3 2019 年 2 月の報告書の中で、パキスタンの国家人権委員会（NHRC）は以下について懸念を表明した：「(中略) パキスタン政府及び非常に積極的な司法機関による様々な努力をよそに、国内全域、特にバローチスタン州で強制失踪の慣行が蔓延している。」

6.2.4 NHRC の指摘によると、強制失踪の慣行はバローチスタン州で政治活動家や、分離独立運動の同調者と見なされた人々に対して用いられていると報じられている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ジャーナリストやブロガーの失踪事件がシンド州で報告されている。同じく NHRC の指摘によると、パキスタンが米国主導で 2001 年後半に始まった「対テロ戦争」に関与して以来、テロ関連犯罪で告発された数百名もの人々が治安機関によって失踪したと報じられ、加えてこの慣行は相変わらず衰える気配がなく、パキスタンの部族地域での武力攻勢中に失踪の報告件数が増加した。

- 6.2.5 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) が 2019 年を対象とした人権報告書で指摘したところによると、「強制失踪被害者には政治活動家、学生、ジャーナリスト、人権擁護者及びシーア派イスラム教徒が含まれ、特にシンド州とバローチスターン州が目立った。」同報告書は以下のように続いた。

「(2019 年) 1 月、パンジャブ州のラヒム・ヤー・カーン (Rahim Yar Khan) 出身の活動家、アフマド・ムスタファ・カンジュ (Ahmad Mustafa Kanju) が自宅から失踪した。同年 3 月、カラチからジャーナリスト 2 名が 1 か月にわたり失踪した。同年 10 月、工学部卒業生のスレマン・ファルーク・チャウドリー (Suleman Farooq Chaudhry) がイスラマバード近郊から失踪した。同年 11 月、人権擁護者でありアムネスティ・インターナショナルの元コンサルタント、イドリス・カッタク (Idris Khattak) がカイバル・パクトゥンクワ州のスワビ (Swabi) 近郊で失踪した。同年 12 月、弁護士のシャフィク・アフメド (Shafiq Ahmed) が 17 日間失踪し、その間に拷問された。同年中、失踪者が解放された例も数百件あった。解放された者のうち 2 名は後に武器所持を理由に起訴された。

強制失踪のリスクはカイバル・パクトゥンクワ州において、2019 年のカイバル・パクトゥンクワ州社会的権力賛同行動布告 (Ordinance) の発布に伴って増大した。この布告では治安機関に一定範囲の虐待的権限を与え、それには定義が曖昧な根拠に基づいて裁判又は起訴に至ることなく人々を拘留する権限が含まれる。被拘留者は州内の拘留施設に拘留されることになり、そこには他の失踪被害者も拘留されている。この布告にはパキスタン最高裁判所で異議が申し立てられている。」

- 6.2.6 2019 年版 USSD HR 報告書によると、誘拐や強制失踪がパキスタン全土で発生し、加えて、「強制失踪調査委員会は 2011 年から (2019 年) 9 月 30 日にかけて 6,372 名の行方不明者の報告を受けた。同委員会はこれらの調査のうち 4,140 件を完了した一方、2,232 件が未解決であった。」同報告書での指摘によると、「バローチスターン州では治安部隊による、裁判前のテロ容疑者、並びに人権活動家、政治家及び教師の失踪が続いた。バローチ人権機構 (Baloch Human Rights Organization) の指摘によると、(2019 年) 7 月だけで 7 つの地区で 45 名が失踪し、襲撃者が 15 名を殺害し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た。」

- 6.2.7 国際法律家委員会（ICJ：International Commission of Jurists）は2019年9月、国連人権委員会（UNHRC）の最終見解に対するパキスタンのフォローアップ報告書への対応として提出した資料の中で以下のように述べた。

「強制的・非自発的失踪に関する国連作業部会（WGEID：UN Working Group on Enforced and Involuntary Disappearances）の、「パキスタンには強制失踪に関して刑事免責の風潮があり、当局は強制失踪事件を捜査して実行犯に責任を負わせることに十分に専念していない」という所見は、WGEIDが報告書を公表した2016年当時同様、今なお当てはまる。

パキスタンは失踪者の家族の保護に関連する法律の制定又は新たな政策の策定にまだ至っておらず、被害者と家族に迅速に補償するための仕組みもまだ整えていない。」

- 6.2.8 2020年5月4日にヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）は、政治活動家兼人権研究者のイドリス・カッタクがカイバル・パクトゥンクワ州で未確認の複数の武装した男に連れ去られた後、6か月近くにわたり失踪した事件について報告し、以下のように指摘した。

「パキスタンの治安部隊は長年にわたり強制失踪に関与し、実行してきたが刑事責任を免れている。パキスタン強制失踪調査委員会が2019年12月に報告したところによると、2,141件の個別事件が未解決のままであった。しかし、政府は家族への回答の提供、違法な秘密拘留施設に拘留された人々の解放、或いは実行犯の責任追及に至っていない。

首相（Prime Minister）イムラン・カーン（Imran Khan）は野党時代に強制失踪を声高に批判し、そして就任後、この慣行を刑事罰の対象とする草案を承認した。しかし、この草案はまだ、承認を求めて議会に提出されていない。」

[目次に戻る](#)

6.3 超法規的殺害

- 6.3.1 パキスタンにおける人権状況に関する2018年版報告書の中で、パキスタン人権委員会（HRCP）は警察「遭遇戦」に言及し、以下のように説明した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「(中略) 警察及び他の治安部隊との衝突の最中での市民の死亡が疑問視される、超法規的殺害の婉曲表現。これらは (2018) 年中絶えず国内全域で頻繁に報告されたが、滅多に捜査されなかった。透明性があり信用できる警察の報告の欠如は、法執行機関が刑事責任を免れて行動できるという認知に火を付けただけである。ごく希に、法執行機関が説明責任を問われる何らかの証拠が存在する。」

6.3.2 ザ・ニュース・インターナショナルの 2019 年 1 月の報道によると、パキスタン人権委員会 (HRCP) による報道から得られた 2014 年 1 月から 2018 年 5 月までの期間を対象とするデータを基に、国内全域で発生した 2,117 件の警察遭遇戦で 3,345 名が殺害された。

6.3.3 2019 年版 USSD HR 報告書では以下のように指摘した。

「国内全域で過激派組織と疑われる人々に対する作戦中に政府の治安部隊が超法規的殺害に関与したという報告が複数あった。(2019 年) 1 月 19 日、パンジャブ州警察のテロ対策部門 (CTD) が報告によると 1 組の夫婦と 10 代の娘 1 人を、CTD が「諜報に基づく作戦」と称した作戦中に銃殺した。パンジャブ州法務長官は報告によるとこの「巻き添え被害」を悼み、パンジャブ州政府がこの家族の生き残った子供の教育費を負担すると約束した。

警察や治安部隊が「警察遭遇戦」でテロリスト容疑者を殺害したという報道が多数あった。2018 年に計画された対テロ作戦でのナキブラー・メフスッド (Naqibullah Mehsud) の超法規的殺害で告発されたラオ・アンワール (Rao Anwar) に対する裁判が、(2019) 年末時点でまだ係属中であった。」

6.3.4 2020 年第 1 四半期を対象とした CRSS の四半期報告書によると、35 名の犯罪容疑者が法執行機関との遭遇戦で殺害され、これと比較して 2019 年第 4 四半期には 16 名が殺害された。

[目次に戻る](#)

6.4 拷問及び虐待

6.4.1 パキスタンの初期報告に関する 2017 年の最終見解の中で、国連拷問禁止委員会 (UNCAT) は「警察による拷問の広範囲にわたる使用の申し立て」を憂慮すると指摘し、以下のように付け加えた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「締約国が拷問を拒絶し、当該条約の下での義務を履行するための仕組みの開発と強化に尽力していることに評価と併せて注目する一方、当委員会は、被拘留者から自白を得ることを目的とする警察による拷問の使用が締約国の全土で蔓延しているという一貫した報告を深く憂慮する。締約国は、拷問、拘留中の死亡、公権悪用、不正行為及び違法監禁への関与に対する処罰としてパンジャブ州とカイバル・パクトウンクワ州で 7,500 名余りの警察官に対し懲罰措置が講じられたとのことであったが、関係した警察官の誰かに対して刑事訴訟が開始されたことを示す情報は、当委員会に全く提供されなかった。当委員会が注目する点として、対話の過程で締約国は、超法規的殺害や拷問の嫌疑を含め、検察官が警察職員を起訴したという 13 件の事件に関する情報を提供した。しかし、これらの事件がいずれかでも刑事罰に至ったか否かは全く示されなかった。」

6.4.2 UNHRC は以下のように指摘した。

「当委員会は、規約第 7 条及び他の国際標準に従って拷問の定義を示し拷問を刑事罰の対象とすることを国内法制において怠っていること、申し立てによると拷問を警察、軍隊、治安部隊及び諜報機関が幅広く採用していること、及び拷問の申し立てが迅速かつ綿密に捜査されず、実行者が滅多に起訴されないことを憂慮する。」
「救済の場」も参照のこと。

6.4.3 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) は 2019 年の出来事を取り上げた「2020 年版ワールド・レポート (World Report)」の中で法執行機関による人権侵害疑惑の例を挙げ、以下のように指摘した。

「パキスタンの法執行機関は、起訴しないままでの拘留や超法規的殺害を含む、様々な人権侵害に責任を負っていた。パキスタンは拷問禁止条約 (Convention against Torture) の下で拷問を刑事罰の対象とする法律の制定を義務付けられているにも関わらず、それを怠った。(中略) (2019 年) 9 月 1 日、パンジャブ州のラヒム・ヤー・カーン地区でサルフディン・アユビ (Saluhddin Ayubi) が現金自動預払機強奪容疑で逮捕され、程なく拘留中に死亡した。家族は、精神衛生状態に問題があった Ayubi が警察に拷問され死に至った、と主張した。その後、犯罪科学報告書によって拷問の主張が裏付けられた。(2019 年) 8 月、パンジャブ州の汚職防止部門がラホール市内の複数の警察官を、容疑者を秘密の拘留施設に拘留し拷問したとの理由で告発した。パンジャブ州警察は調査を命じた。」(「超法規的殺害」も参照のこと)

6.4.4 FIDH の報告書によると、「(中略) 自白を得る方法が重大な懸念を引き起こす。刑事

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

事件における犯罪科学証拠の欠如は、確実に有罪判決を得るための中心的手段となることが多いという意味であることから、拷問は警察がそうした自白を得るために用いる日常的手段である。」

[目次に戻る](#)

第 7 節 更新日：2020 年 6 月 25 日

7. 法の支配及び司法制度

7.1 組織

7.1.1 2015 年 8 月付の欧州庇護支援事務所 (EASO) の「出身国情報報告書 パキスタン」に、パキスタンの司法制度の概要が記されており、同制度は最高裁判所（他の裁判所に対して拘束力のある決定を下す最上位の裁判所）、各州及びイスラマバードの高等裁判所（High Court）（民事事案と刑事事案における上訴裁判所の役割を果たす）、及び連邦イスラム法裁判所（Federal Shariat Court）（何らかの法律が「イスラム教における禁止命令に矛盾する」か否かを検証及び判断し、フドゥード（Hudood：イスラム刑法）事件の判決を下す下級裁判所に対して裁判権を行使する）から成る。連邦イスラム法裁判所の判決は、最高裁判所のイスラム法上訴法廷（Shariat Appellate Bench）に上訴することができる。

7.1.2 FIDH の報告書での指摘によると、法執行機関同様、刑事司法制度は「1898 年刑事訴訟法（CrPC：Criminal Procedure Code）の下で設立される刑事裁判所、1997 年テロ対策法（Anti-Terrorism Act）の下で設立される反テロ裁判所など特別（文民）裁判所、軍事裁判所、及び州レベルで組織される矯正部門」から成る。

[目次に戻る](#)

7.2 刑事裁判所

7.2.1 FIDH の報告書では以下のように指摘した。

「刑事訴訟は第一審裁判所（First Instance Court）で始まり、これには地区（District）裁判所、治安判事（Magistrates）裁判所及び初級治安（Sessions）裁判所が含まれ、これらは各州に地区レベルで存在する。死刑に処せられる犯罪に関する事件は初級治安裁判所に限り審理可能で、初級治安判事（Sessions Judge）が判決を下す。死刑に処せられない犯罪に対処する事件は治安判事裁判所で審理され、民事事件は地区

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

裁判所で審理される（その後、初級治安裁判所が上訴裁判所の役割を果たす）。」

7.2.2 2019 年版 USSD HR 報告書では以下のように指摘した。

「パキスタンの最高裁判所長官（Chief Justice）の指示により、政府は各州に、数十年に及ぶ古い殺人事件や麻薬事件の残務を専門とする、いわゆるモデル裁判所を設立した。当局者はこれらのモデル裁判所を仕切る裁判官に対し、事件の残務が解消するまで毎日、審理を実施するよう指示した。政府は国内全域に 116 のモデル裁判所を設立した（パンジャブ州に 36 箇所、シンド州に 27 箇所、カイバル・パクトゥンクワ州に 27 箇所、バローチスタン州に 24 箇所、イスラマバード首都圏に 2 箇所）。」

7.2.3 パキスタン・トゥデイ（Pakistan Today）紙の 2020 年 1 月の記事によると、国内全域に 465 箇所のモデル裁判所が設置されていた。

[目次に戻る](#)

7.3 反テロ裁判所

7.3.1 FIDH の報告書での指摘によると、1997 年テロ対策法の下で反テロ裁判所が設立され、パキスタン刑法の下、テロ行為疑惑に関連する一定の犯罪に対する裁判権を有する。同報告書では以下のように付け加えた。

「過去数年間、テロ対策法が繰り返し改正された結果、反テロ裁判所が裁判権を有する犯罪、例えば武器密輸、誘拐、強要、宗派間暴力、及び標的を絞った政治的殺害などが徐々に増えてきた。テロ対策法の適用範囲の拡大は、反テロ裁判所での訴訟が著しく溜まる事態に繋がった。反テロ裁判所で可決された有罪判決及び量刑は全て、上訴された場合、高等裁判所の裁判官 2 名から成る法廷で聴聞されなければならない。2015 年 1 月から 2019 年 8 月にかけて、反テロ裁判所は 250 件の死刑判決を言い渡し、報告によるとこれらの裁判所から死刑判決を言い渡された結果として 70 件が執行された。」

[目次に戻る](#)

7.4 軍事裁判所

7.4.1 FIDH の報告書には以下のように記されていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「2015 年 1 月、軍事裁判所の裁判権が拡大され、第 21 次憲法改正及び 1952 年パキスタン軍隊法（Pakistan Army Act）改正により、テロ関連犯罪容疑者の文民を審理できるようになった。この裁判権は、表面上は反テロ裁判所での訴訟の残務を背景に 2 年間の期限付きで許可され（中略）、その後、第 23 次改正を通じてさらに 2 年間更新された。これは 2019 年 1 月 6 日に満了となり、その後は更新されなかった。」

- 7.4.2 国際法律家委員会（ICJ）の 2019 年 4 月 1 日の報告によると、「第 23 次改正及びそれに呼応する 1952 年軍隊法改正は、それぞれ 2 年間の廃止期限条項が満了となったため、2019 年 3 月 30 日に失効した。これまでのところ、政府は軍事裁判所の裁判権を再び拡大して文民審理を実施できるようにするという憲法改正について、野党からの支持を得られていない。」

- 7.4.3 FIDH の報告書では以下のように指摘した。

「1952 年パキスタン軍隊法では、児童を軍事裁判所で審理することも認めているが、これは未成年者に対する排他的裁判権を少年裁判所に与え、少年犯罪者に裁判所が死刑判決を下すことを禁ずる 2018 年少年司法制度法（Juvenile Justice System Act）とは無関係である（中略）。

軍事裁判所は依然、死刑に処せられる多数の犯罪、例えば上官への反抗、国家への反逆、交戦中の不正行為、作戦妨害、及び敵との通信又は敵への奉仕といった犯罪に対する裁判権を有する。」

[目次に戻る](#)

7.5 死刑

- 7.5.1 死刑に処せられ得る犯罪及び死刑実施に関する情報については、「国別政策及び情報ノート [パキスタン：刑務所の状況](#)」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

7.6 公正な裁判

- 7.6.1 FIDH の報告書での指摘によると、「反テロ裁判所は一部の審理を秘密理に開くことができ、これは公正な裁判を受ける権利の保証に関して重大な懸念を引き起こすものである。反テロ裁判所を律則する法律も、いくつかの重大な懸念を引き起こしている。例えば、1997 年テロ対策法第 21 条(h)号の下、警察での拘留中に為された自

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

白は反テロ裁判所では証拠として認定され得る。」

7.6.2 フリーダム・ハウス（Freedom House）が 2019 年の出来事を取り上げた「世界の自由 2020 年版」報告書で指摘したところによると、2014 年のテロ攻撃後に市民を審理することを認められた軍事裁判所は、「（中略）以来、適格な抗弁へのアクセスなど、透明性と適正手続の保証を欠いているとの理由で批判されてきた。軍事裁判所から下された多数の死刑判決が、証拠不十分のため覆されてきた。」複数の報告によると、軍事裁判は秘密理に開かれ、被告は弁護士に相談できず、上訴する権利を持たなかった。

7.6.3 FIDH の報告書によると、「パキスタンにおける、十分な、アクセス可能で制度化された公的弁護機構の欠如は、部分的に、公正な裁判を受ける権利の侵害として非難されるべきである。十分に訓練を積み、説明責任と意欲のある公選弁護人が不在の状況にあって、事件の大多数において、貧しい背景又は周縁化された背景を持つ被告の権利を擁護しようとする者はいない。」

[目次に戻る](#)

7.7 独立性

7.7.1 2017 年の最終見解の中で、UNHRC は以下について懸念を表明した：「司法の独立性と有効性を強化する過程で司法機関が直面している難題、例えば司法機関における任命手続の透明性の欠如、裁判官不足及び長期間にわたる裁判官の欠員、不十分な予算配分、多大な訴訟残務、法務専門家向けの質の高い法務教育及び継続的な職業訓練、並びに司法機関における汚職。」

7.7.2 2019 年版 USSD HR 報告書では以下のように指摘した。

「法律では司法の独立を規定しているが、複数の NGO や法律専門家によると、司法機関は外部からの影響、例えばテロ事件又は冒涇罪事件における過激派分子からの報復の不安や、注目度の高い事件の公の場での政治化などの影響を受けることが多かった。複数の市民社会団体の報告によると、裁判官は冒涇罪で告発された人々について、自警団による暴力を恐れ、罪から免れさせることに消極的であった。報道機関や一般市民は概して、高等裁判所と最高裁判所を比較的信用できると捉えていたが、報道機関はこれらの裁判所の裁判官に対する治安機関からの圧力という疑惑を論じた。（2019 年）9 月 11 日、司法長官（Chief Justice）アシフ・サイード・コーサ（Asif Saeed Khosa）は、注目度の高い汚職事件における選択的説明責任という一

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

般市民の認知が高まっており、これに対処すべきであると警告した。」

[目次に戻る](#)

7.8 有効性

7.8.1 ワールド・ジャスティス・プロジェクト（WJP：World Justice Project）の「法の支配インデックス（Rule of Law Index）2020 年版」では、法の支配について、一般市民、国内法務実務者及び世界中の専門家の経験と認知に基づいて測定しており、それによると、パキスタンは 128 か国中 120 位で、スコアは 0.39 であった（1 は法の支配の遵守が最も強く、0 は最も弱いことを意味する）。地域的には、パキスタンのスコアは 6 か国中 5 位で、バングラデシュ（4 位）とアフガニスタン（6 位）の間に位置した（6 位は法の支配の遵守度が最も低いことを意味する）。

7.8.2 パキスタンにおける法の支配に関するパキスタンの人々 4,000 人余りの経験や認知に関するデータを集めた WJP による 2017 年の報告書での指摘によると、「刑事裁判所に関して言えば、不十分な資源が最も重大な問題として挙げられた。裁判所が全ての人々に公正な裁判を保証する頻度に関する見解と、汚職の認知はいずれも、2013 年以降変動してきた。」

7.8.3 非営利の国際的開発組織であるアジア財団（Asia Foundation）は 2017 年 7 月、以下のように指摘した。

「パキスタンの司法制度は多数の要因によるストレスを受け、例として不十分な予算配分（連邦と州レベルで 1%未満）、迅速な裁判のための人材と物的資源の不足、汚職、縁故主義、標準以下の法務教育、そして実践的スキルや訓練機会を欠く準備不足の弁護士が挙げられる。結果として、裁判が遅れる又はアクセスできないことが多く、貧困層や周縁化された人々にとっては特にそうである。」

7.8.4 パキスタン法律・司法委員会（LJCP：Law and Justice Commission of Pakistan）が提供した統計によると、2019 年 12 月 31 日時点で 180 万件を超える事件がパキスタンの裁判所で係争中であった。報道によると、中には判決が下されるまで数年、さらには数十年を要した事件もあった。

7.8.5 2019 年版 USSD HR 報告書には以下のように記されていた。

「下級裁判所と上級裁判所における広範囲に及ぶ訴訟残務により、効果的な救済及

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

び公正で公開の聴聞を受ける権利が損なわれてしまった。時代遅れの手続規則、欠員が埋まらない裁判官職、劣悪な訴訟管理、及び貧弱な法務教育が、民事訴訟と刑事訴訟の遅延の原因であった。コーサ司法長官によると、(2019 年) 3 月時点で裁判官職の 25%が欠員であった。コーサ長官がさらに述べたところによると、190 万件の訴訟が司法制度において係争中で、それらのうち推定で 40,000 件が最高裁判所で係争中であった。(2019 年) 2 月にコーサ長官が述べたところによると、最高裁判所は証言の聴聞時にビデオリンクの使用を増やし、審理の遅延を低減する意向であった。ラホール高等裁判所は司法機関の効率改善に向けた様々な措置を講じた。2017 年、同裁判所の裁判長が、ストライキの低減を目的とする法務改革を導入し、代替的紛争解決 (ADR : alternate dispute resolution) 制度を正式化した。」

- 7.8.6 パキスタン・トゥデイ紙の 2020 年 1 月の記事によると、「迅速な裁判の実現と膨大な訴訟残務の解消を目的に国内全域で設立された 465 箇所のモデル裁判所が、2019 年に 30,049 件の訴訟で判決を下し、うち 10,121 件が殺人事件、19,928 件が麻薬事件であった。」

[目次に戻る](#)

7.9 少年司法

7.9.1 FIDH の報告書では以下のように指摘した。

「(中略) 刑事訴訟における少年の取り扱いは、2000 年少年司法制度布告 (JJSO : Juvenile Justice System Ordinance) に代わり、2018 年少年司法制度法 (JJSA) によって律則される。JJSA 第 16 条では特に、犯罪の実行当時少年であった者 (JJSA 第 2 条で 18 歳未満と定義される) の死刑を禁じている。他にも数ある中で特に、少年向けの法的支援 (第 3 条)、少年の逮捕 (第 5 条) と捜査 (第 7 条) に関する特別な手続、及び少年裁判所 (Juvenile Court) の設立 (第 4 条) を定めた JJSO の主要規定の維持に加え、JJSA では女子の捜査と拘留に関する特別な手続 (第 17 条)、少年更生施設及び観察施設の設立 (第 20 条)、及び個々の初級治安管区内で正式な司法手続に代わる代替手続を通じて司法を管理する権限を付与される少年司法委員会 (Juvenile Justice Committee) の結成 (第 9 条と第 10 条) を定める規定を導入した。」

- 7.9.2 しかし、同報告書では「上記にて詳述の法律に盛り込まれた法的保護の多くが実際には無視され、結果として適正手続と公正な裁判を受ける権利が体系的に侵害されている」ことと、特別な少年裁判所が不十分で、制度には少年事件を別の「流れ」にするためのインフラと訓練が欠けている、という点を付け加えた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

[目次に戻る](#)

7.10 代替的紛争解決

7.10.1 代替的紛争解決（ADR）に関する報告の中で、アジア財団は 2019 年 12 月に以下のように指摘した。

「ADR はパキスタンで急速に政策として牽引されつつある。最近の法制の例として 2017 年イスラマバード ADR 法、2019 年パンジャブ州代替的紛争解決法、及び 2018 年民事訴訟法（シンド州改正）案（Code of Civil Procedure (Sindh Amendment) Bill）が挙げられる。2017 年以降、司法改革が進む中、ラホール高等裁判所（LHC）は「裁判所付属型仲裁」という、LHC から任命される仲裁人に裁判官が事件を付託する手続の本流化に向けたイニシアティブを取ってきた。仲裁は裁判所複合施設内に設置されるセンターで行われる。」

7.10.2 2019 年版 USSD HR 報告書によると、「法務省（Ministry of Law and Justice）によると、(2019 年) 6 月時点で、180 万件の民事紛争訴訟の残務があった。過去 2 年間で同省は ADR 制度を通じて 450,000 件を解消し、それらはほとんど家族法が関係する訴訟であった。典型的な民事紛争訴訟は解決まで最長 10 年間を要する場合がある一方、ADR プロセスではこれを約 3～5 か月に縮めることができる。」同報告書では次のように付け加えた：「(2019 年) 2 月時点で、パンジャブ州全域にわたる 36 箇所の ADR センターが 30,688 件の付託を受け、うち 14,239 件が仲裁に成功した一方、4,296 件で仲裁が失敗に終わった。」

[目次に戻る](#)

7.11 一事不再理

7.11.1 一事不再理の原則は、憲法第 13 条及び刑事訴訟法第 403 条の下で取り上げられている。

7.11.2 2019 年 4 月付の国別政策及び情報チーム（Country Policy and Information Team）との通信の中で、在イスラマバード英国高等弁務官事務所（BHC : British High Commission）所属の刑事司法担当顧問が示唆したところによると、研究が網羅的ではなかった点を強調しつつ、「(中略) 一事不再理の原則は国外の管轄区域で既に判決に到達している場合に支持されるということである（ただし判決に到達した裁判所が適格な裁判権を有する裁判所であると見做される限りでの話である — 我々はまだ、係る

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目的について外国の裁判所は適格な裁判権を有しないとパキスタンの裁判所が結論付けた例を見つけていない。」

7.11.3 英国の裁判所が適格な裁判権を有する裁判所と見做されるか否かを考察した際、FCO（外務・英連邦省）顧問は、英国刑事法院（Crown Court）が言い渡した量刑の有効性をパキスタン最高裁判所が指示し、礼譲の原則をあらためて強調したという事例を考慮した。

7.11.4 刑事訴訟法第 188 条ではパキスタンの裁判権外で犯された犯罪について規定している。第 188 条では、連邦政府はそのような事件について制裁措置を取らなければならないと規定しており、FCO 顧問は英国の強制送還裁判に言及し、その際の指摘によると「イスラマバード高等裁判所は、連邦政府が第 188 条の下で許可を付与していなかった（かつ当該事件において係る許可が付与されていなかった）場合、英国で犯された犯罪についてパキスタンで訴訟手続を進めることはできない、との見解を表明した。」

一事不再理に関する詳細について、「国別政策及び情報ノート パキスタン：刑務所の状況」も参照のこと。

[目次に戻る](#)

7.12 法的支援

7.12.1 2019 年版 USSDHR 報告書での指摘によると、「政府は、有罪の場合死刑に処せられ得る犯罪で告発された囚人に国選弁護人を提供したが、他の事件でも規則通りに法定代理人を提供したわけではない。」

7.12.2 パキスタンのカラチを拠点とする法的支援協会（LAS : Legal Aid Society）が独自のウェブサイトで指摘したところによると、LAS は「社会において必要に迫られ、情報を得られず、特権を持たず周縁化された人々、特に女性、児童及び宗教的少数派の集団に、法的支援業務を提供する。」

7.12.3 FIDH は 2019 年 10 月の報告書で以下のように指摘した。

「統計は入手できないが、事例証拠が示唆するところ、かなりの数の被告が全く法的支援を与えられていない、或いはこの法的支援は少年向けの支援を含め、届くのが遅すぎる。2019 年にパンジャブ州の或る少年刑務所を訪問した際、収監されていた受刑者 22 名中 9 名（40%）が HRCF 職員に、法的支援を受けたことがないと語っ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た。

被告が最初に出廷するまで弁護士に相談する機会がないというのは日常茶飯事である。このような場合、裁判官は公選弁護人を任命し、この弁護人はそれまでの訴訟負担又は特定の訴訟を引き受ける資格を問わず、被告が法廷で面会する初めての弁護士になり得る。被告側弁護士はたとえ動機があり十分に意思を持っていたとしても、重い訴訟負担や不十分な報酬は、個々の依頼人に充てる時間がわずかしく、また事実上、適切な抗弁を準備する時間又は財源がないことを意味する。これは制度において、弁護士を雇う金銭的余裕のある人々に比べ、貧しい被告は不十分な法的支援しか与えられない可能性はるかに高いという結果をもたらす。

こうした争点は、冒涇罪で告発される人々の場合に増幅され、たとえ手数料を支払うとしても自分の代理を務めてくれる弁護士を見つけるのに苦勞する。冒涇罪事件では、公選弁護人は訴訟から撤退して代わりがない、或いは依頼人の利益を積極的に追求しないことが多い。冒涇罪で死刑囚監房に収監された或る囚人の近親者が、FIDH 及び HRCP と話し、その際、訴訟に任命された弁護士を「沈黙の弁護士」と呼んだのだが、その背景には彼が結末を恐れるあまり訴訟を積極的に追求できなかったという事実があった。パキスタンには困窮した被告や冒涇罪で起訴された被告に無償の法的支援業務を提供する組織がいくつかある一方、ニーズは依然、膨大である。」

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

付属書 A

在イスラマバード英国高等弁務官事務所からの書簡（2019 年 4 月 12 日）

Diplomatic Enclave
Ramna 5
P.O. Box 1122
Islamabad

電話：+92 (0)51 201 2269

Fax：+92 (0)51 201 2071

www.gov.uk/world/pakistan

国別政策及び情報チーム殿

以下の質問を貴チームより拝受した。

パキスタン当局が国外での犯罪を捜査する意思に関連する事実やデータは存在するか？貴チームは、これは英国において既に有罪判決が下された事件の文脈で検討しなければならない、という点を明確にした。貴チームは英国の裁判所が「適格な裁判権」を有する裁判所と捉えられるか否かを尋ねた。また貴チームは強姦事件に関して言い渡される量刑の範囲に関する情報の有無も尋ねた。

一事不再理

一事不再理の原則は、憲法第 13 条及び刑事訴訟法第 403 条の下で扱われている。中国の刑法第 10 条に相当する規定を私は知らない。我々が実施する立場に置かれているような研究が示唆すると思われるのは、一事不再理の原則は国外の管轄区域で既に判決に到達している場合に支持されるということである（ただし判決に到達した裁判所が適格な裁判権を有する裁判所であると見做される限りでの話である）。我々はまだ、係る目的について外国の裁判所は適格な裁判権を有しないとパキスタンの裁判所が結論付けた例を見つけていない）。ラシッド・ハッサン対国家訴訟（2010 年、Pr.CR.LJ. 1902）において、シンド州高等裁判所は、ジャージー島王立裁判所から言い渡された無罪放免を検証し、支持した。憲法第 13 条と刑事訴訟法第 403 条が具体的に取り上げられた。さらに、英国の裁判所が適格な裁判権を有する裁判所と見做されるか否かという疑問の考察に関して言えば、ジャヴェド・アクタール（Javed Akhtar）対国家訴訟（2017 年、SCMR 1514）を考慮しなければならないと考えられる。同訴訟で最高裁判所は英国刑事法院が言い渡した量刑の有効性を支持し、礼讓

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の原則をあらためて強調した。

パキスタン国外で犯された犯罪

刑事訴訟法第 188 条では、刑事裁判所及び裁決機関の裁判権を、パキスタン国民が国外で犯した犯罪にまで拡大適用すると規定している。この規定に関する判例法はほとんどが、部族領及び旧英領で犯された犯罪であるという点を除けば別段にパキスタンの裁判所の裁判権に該当しない犯罪を取り上げている。アブドゥル・カディール・シャー対ムハマド・カシム訴訟（PLD 2014、バローチスターン州 28）において、高等裁判所は、或る殺人罪がパキスタンの領土制限区域外（アフガニスタンの国境の町）で複数のパキスタン国民によって犯されたという事例において、事件の審理を進める権限を連邦政府が裁判所に付与することによって第 188 条の手続要件が満たされる限り、裁判所は実際に事件の審理を進める裁判権を有していたという見解を表明した。これがこの例では許容され、何故ならアフガニスタン領ではなくパキスタン領内で証拠を入手できたからである。ムハマド・ズバイール対パキスタン政府訴訟（2014 PLD 31、イスラマバード（英国からの容疑者引渡申請））では、要請対象者に代わり、当人はパキスタンで審理される権利を有し、パキスタンにおいて当人は英国の法律において規定のない一定の権利を有すると想定される、と論じられた。イスラマバード高等裁判所は、連邦政府が第 188 条の下で許可を付与していなかった（かつ当該事件において係る許可が付与されていなかった）場合、英国で犯された犯罪についてパキスタンで訴訟手続を進めることはできない、との見解を表明した。

実務的な考察及び意見

上記を基に、パキスタン国外で犯され、他国での訴訟手続の対象となる犯罪について再度有罪判決を下すという「意欲」は高くないと見られ、如何なる場合も参照される規定によって厳しく制約されることになると解釈することができる。私は依然示唆したように、如何なる事実又はデータにもアクセスできず、上記が何らかの形で網羅的調査に近づく何かに相当すると主張するつもりはない。克服を要すると思われる法的制約に加え、更新された訴訟手続の存続性に関連すると思われる実務上の制約も明らかに存在する。これは（例えば）強姦での有罪判決に到達するのが難しいという制度である。同時に与えられる視覚的説明（故に部分的には被害者が居住し得る場所に関する私の疑問）が著しく重視されると共に、法医学的証拠も期待される。その証拠が英国で既に入手済みである場合、ここでの訴訟手続のためにそれがパキスタンに提供される可能性は極めて低いと見られ、理由は当人が既に有罪判決を受けていることと、死刑が懸念されることの双方にある。

量刑

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

これらの種類の事件において実際に言い渡された量刑に関して入手可能な情報はない。しかし、注目に値する点として、裁判所が死刑判決を検討可能という視点を取り得る前に、厳格な条件が満たされる必要がある。パキスタン刑法第 375 条では強姦の構成要素を定義し、第 376 条では量刑の可能性を規定しており、量刑には 10 年以上 25 年以下の懲役及び死刑が含まれる。第 376 条の下、死刑は下記の記述のいずれかに該当する凶悪事件に適用され得る。

1. 強姦が複数名により、全員の共通の意図を増進する目的で実行された場合。
2. 強姦が未成年者又は精神障害者又は身体障害者に対して実行された場合。
3. 強姦が警察官、医務官又は刑務官を含む公務員により、公務上の立場を利用して実行された場合。
4. 強姦が実行された結果、パキスタン刑法の第 333 条、第 335 条及び第 337 条の下で定義される通り、被害者の身体の一部の損失、或いは係る部分の機能障害又は醜悪化が関係する悲痛な身体的危害を招く結果となった場合。

また注目に値すると考えられる点として、これを裏付けるデータはないが、我々の所感としては、裁判上の自白がない状況で死刑を検討することに裁判所は極めて消極的である。

敬具

CPS CJA パキスタン

[目次に戻る](#)